

福岡県自立支援資金 貸付規程細則

(目的)

第1条 この細則は、福岡県自立支援資金貸付規程（以下「貸付規程」という。）第28条の規定に基づき、自立支援資金の貸付けに当たり必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この細則において使用する用語の意義は、貸付規程において使用する用語の意義の例による。

(貸付対象者)

第2条 福岡県自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、次の各号に定める資格要件を備える者とする。

- 一 貸付対象者は、福岡県内に所在する児童養護施設等に入所中又は退所した者並びに里親等に委託中又は委託を解除された者とする
- 二 規程第4条の一及び二に規定する「保護者等からの経済的な支援が見込まれない」とは、死亡又は行方不明等により保護者等がいない又は保護者等がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から経済的支援が見込まれない状態をいう
- 三 進学者は、大学等への進学を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童福祉法第31条に基づく措置延長がなされていたため、大学等の在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者とする
- 四 就職者は、就職を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除となった者とする
- 五 就職者には、県が事業を開始した日から2年を遡った日の属する年度の初日以降に就職を機に児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託を解除された者を含むものとする

(貸付期間)

第3条 規程第5条の一及び二に規定する「大学等に在学する期間」は、原則として正規の修学期間であるが、病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めて差し支えないこと。

(貸付金の限度)

第4条 資格取得支援費の貸付けについては、児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支給される場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなす。

(親権者等法定代理人の同意書)

第5条 規程第8条に規定する親権者等法定代理人の「同意書」については、資金の貸付けに当たって、親権者等法定代理人の同意が得られる場合には、書面によりその同意を得ることとし、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合であっても、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付を行うことで申請者の自立が見込まれる場合には、法定代理人の同意を不要として差し支えない。

(自立支援資金の支払方法及び時期)

第6条 自立支援資金のうち、家賃支援費及び生活支援費は、次の表に定める日に口座振込により分割(年3回)して口座振替の方法により支払うものとする。ただし、第3回の交付月日以降に貸付決定したものについては、3月31日に一括して支払うものとする。

区分	交付内容	交付月日
第1回	4月～7月分	6月1日
第2回	8月～11月分	10月1日
第3回	12月～3月分	2月1日

※交付月日が土日・祝祭日の場合、直近の平日とする。

2 資格取得支援費は、貸付決定後30日以内の一括で支払うものとする。

(連帯保証人)

第7条 連帯保証人は、原則として1名とする。

2 なお、規程第7条に規定する「連帯保証人を立てない場合」とは、死亡又は行方不明等により保護者等がない又は保護者等がいる場合でも、連帯保証を受けられない場合をいう。

(就業期間)

第8条 規程第15条の免除となる就業継続期間前に、離職したとき又は就職先の倒産等により就労することができなくなったときは、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入する。ただし、算入できる期間は最長1年間とし、また、自立を支援するという本事業の趣旨を踏まえ、必ず実際に就業した状態で5年間の期間満了を迎えること。

このため、求職期間中に5年経過した日を迎える場合には、再就職した日を以て5年間引き続き就業を継続したものとみなす。

なお、1年間を超える求職期間については、就業継続期間に算入はしないが、就業しているものとみなして、裁量猶予の対象とする。

2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該離職期間は就業継続期間に算入しない。(その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合とする。)

(返還の債務の当然免除)

第9条 規程第15条に規定する免除の対象となる就業は、1週間の所定労働時間が20時間以上とし、1日当たりの労働時間については特段の定めは設けない。

(返還の債務の裁量免除)

第10条 規程第21条の一及び二に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人に請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、県社協会長が真にやむを得ないと判断した場合に限り、適用する。

2 規程第21条の三に規定する返還の債務の裁量免除は、この貸付けが児童養護施設退所者等の自立の促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく、貸付けを受けた者の状況を十

分把握の上、県社協会長の判断により、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上就業を継続した者であっても、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

3 裁量免除の額は、就業継続した期間を、自立支援資金の貸付けを受けた期間（この期間が4年に満たないときは4年とする。）の4分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。ただし、規定第21条の四の免除額については、返還の債務の額に2分の1を乗じて得た額とする。

（貸付台帳の作成）

第11条 自立支援資金の貸付決定を受けた者については、氏名、貸付決定日、貸付額等を貸付台帳として整理し、債権の状況等を整理するものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月25日に施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年1月19日に施行し、令和5年4月1日から適用する。